

◎電気事業者による再生可能エネルギー

ギー電気の調達に関する特別措置法

(平成二三年八月三〇日法律第一〇八号)

一、提案理由(平成二三年七月一五日・衆議院経済産業委員会)

○海江田国務大臣 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案並びに電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

まず、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

資源価格の乱高下や国際的な資源獲得競争が激化している中、我が国のエネルギー供給における化石燃料の占める割合は依然として高い水準となっております。化石燃料の大半を海外からの輸入に依存している我が国にとって、エネルギーの安定供給の確保のためには、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマ

スなどの純国産エネルギーである再生可能エネルギーの導入拡大は必要不可欠です。このため、再生可能エネルギーに由来する電気の導入の比率を高めていくことが重要です。

また、国内外で地球温暖化対策の強化が求められる中、再生可能エネルギーに由来する電気は、発電段階で温室効果ガスを排出しないという強みを有しております。地球温暖化対策にも資するものであります。

加えて、我が国経済を成長軌道に乗せるためには、昨年取りまとめた新成長戦略を着実に実現させることが重要です。中でも、日本のすぐれた環境技術・製品を国内外に展開し、成長と雇用の確保を実現するグリーンノベーションに向けた取り組みの推進は喫緊の課題であり、再生可能エネルギーの導入拡大は、関連産業の成長を通じた市場の確保と雇用の増大に大きく貢献するものであります。

こうした点を踏まえ、本法案により、再生可能エネルギーに由来する電気について固定価格買い取り制度を導入し、再生可能エネルギーを用いる発電設備の設置に関して投資回収の不確実性を低減させ、その導入拡大を一層促すことといたします。

次に、本法案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、経済産業大臣が認定する再生可能エネルギー発電設備から得られる電気について、電気事業者に対して、経済産業

大臣が定める一定の期間、一定の価格により調達する契約の締結に応じるよう義務を課します。

第二に、電気事業者が調達に要した費用については、賦課金という形で、すべての電気の需要家に電気の使用量に応じて御負担いただくこといたします。その際、再生可能エネルギーの導入拡大は、エネルギーの安定供給の確保及び温室効果ガスの削減という国民全体の利益となるものでありますことにかんがみ、地域ごとの再生可能エネルギーの導入状況の違いにより賦課金の負担に不均衡が生じないよう、経済産業大臣が賦課金の単価を全国一律で定めるなど、所要の措置を講じます。

第三に、電気事業者に対して、再生可能エネルギーに由来する電気について、一定量の利用を義務づけてきた電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法は、今般、再生可能エネルギーの導入拡大効果がより大きいと見込まれる固定価格買い取り制度を導入することから、廃止することいたしました。ただし、既存の発電設備の運転に著しい影響が生じないよう、必要な経過措置を講じます。

（略）

以上が、両法律案の提案理由及びその要旨でございます。何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようよろしくお願い申し上げます。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法

二、衆議院経済産業委員長報告（平成二二三年八月二三日）

○田中けいしゅう君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果の御報告を申し上げます。

まず、電気事業者による再生可能エネルギー電気の買い取り法案について申し上げます。

本案は、エネルギーの安定供給及び地球温暖化対策等のため、再生可能エネルギー電気の固定価格買い取り制度を導入し、その利用の拡大を図るものであります。

（略）

両案は、去る七月十四日本会議において趣旨の説明及び質疑が行われ、同日本委員会に付託をされ、翌十五日、海江田経済産業大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、二十九日参考人からの意見の聴取を行い、八月十日農林水産委員会及び環境委員会との連合審査を行うなど、慎重審査を行いました。

八月十九日、買い取り法案に対し、日本共産党から修正案が提出され、続いて八月二十三日、同法案に対し、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会及び公明党の三会派共同提案により、電力多消費事業者に対する負担減免措置の実施、調

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法

二八〇

達価格の決定に關する調達価格等算定委員会の新設及び調達価格等の国会報告の義務づけ等を主な内容とする修正案が提出され、また、みんなの党から修正案が提出され、それぞれ趣旨の説明を聴取いたしました。

次いで、両原案及び各修正案に対する質疑を行い、質疑を終了いたしました。質疑終局後、討論を行い、順次採決を行つた結果、日本共産党及びみんなの党の提案に係る両修正案は賛成少数をもつて否決をされ、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会及び公明党の三会派共同提案による修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもつて可決され、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

……
（略）
……
なお、買い取り法案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

○委員会修正の提案理由(平成二十三年八月二三日)

○後藤(斎) 委員 私は、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会、公明党を代表して、ただいま提案のありました電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案に対する修正案について、その趣旨及び主な内容につ

いて御説明申し上げます。

エネルギー安定供給の確保、地球温暖化対策、我が国の国際競争力強化及び産業の振興、地域の活性化等の觀点から、再生可能エネルギーの利用拡大を図ることは急務となつております。よつて、再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度の導入が一層促進され、国民経済等の健全な発展に寄与できるよう、本修正案を取りまとめた次第でござります。

以下、主な内容について御説明申し上げます。
第一に、経済産業大臣が調達価格等を定めようとする場合には、関係大臣に協力等を行ひ、新たに設置される調達価格等算定委員会の意見を尊重しなければならないこととしております。この調達価格等算定委員会は、委員五人で、資源エネルギー庁に設置され、その委員は、電気事業、経済等に關して専門的な知識と経験を有する者のうちから、両議院の同意を経て経済産業大臣が任命することとしております。

第二に、賦課金の特例として、経済産業省令で定めるところにより、製造業については電気の使用に係る原単位の平均の八倍を超える事業を行う者、製造業以外の業種については電気の使用に係る原単位の平均の政令で定める倍数を超える事業を行う者からの申請により、年間の当該事業に係る電気の使用量が政令に定める量を超える事業所を認定し、その事業所の賦課金

については、規定により算出された額から、当該事業の電気の使用に係る原単位に応じて当該額に百分の八十を下らない政令で定める割合を乗じて得た額を減じた額とすることとしております。

なお、この認定については、経済産業大臣が毎年度、当該年度の開始前に行い、認定された場合は、名称、住所、電気の使用量等、経済産業省令で定める事項について公表するとともに、不正等があった場合には認定の取り消し及び罰則を科すことをとしております。

第三に、東日本大震災により著しい被害を受けた事務所、住居等の電気の使用者について、政令で定める者に対するは、平成二十五年三月三十一日までの間において賦課金の額をゼロ円とするとしております。

また、その他所要の措置を講ずることとしております。

以上が、本修正案の提案理由及びその主な内容でございまます。何とぞ、慎重御審議の上、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○附帯決議(平成二三年八月二三日)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について遺漏なきを

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法

期すべきである。

一 再生可能エネルギー発電設備については、太陽光にあっては屋根用及び地上用（大規模・小規模）、風力にあっては洋上及び陸上など様々な形態があることに鑑み、エネルギーの種別、設備の規模等の設備の様々な態様に応じた調達価格の設定を行うこと。

二 本法の施行前より既存の設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給する者が、本法施行後においても安定的な供給を継続することができるよう、新規参入者との公平性に配慮しつつ、必要な措置を講ずること。

三 電気事業者が、第五条第一項各号に基づいて特定供給者との接続を拒んだ場合においては、その理由について十分な説明をしなければならないものとすること。

四 再生可能エネルギー発電設備については、有害物質により人の健康に係る被害が生ずることのないよう、また、長期間にわたりその安全性等が確保されるよう、品質保証がなされていること、メンテナンス契約が締結されていることその他の厳格な基準を設けること。

五 太陽光パネル等の再生可能エネルギー発電設備については、これらの耐用年数経過後において大量の廃棄物の発生を防ぐ観点から、設備のリサイクルシステム構築等、早急に必

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法

三八二

必要な措置を講ずること。

るよう、市民ファンド等の設立を支援すること。

六 第十七条に規定する賦課金に係る特別措置に従い、費用負担調整機関が電気事業者に対し交付金を交付するために必要な費用の財源に関しては、本法の施行の状況等を勘案し、電源開発促進税を充てること等についても検討すること。

七 賦課金の負担が、中小企業及び低所得者に対して過重なものとならないよう、省エネに係る補助金等を活用する等、必要な措置を講ずること。

八 再生可能エネルギー発電設備を用いた発電への参入促進が図られるよう、再生可能エネルギー発電設備を用いた者の利便性の向上を図るため、土地利用、建築物等に関する規制に係る手続きの簡素化及び対応窓口を一本化する等の措置を講ずるとともに、ADRの制度化を含めた関係者の権利調整のための措置について検討すること。

九 住宅用の太陽光発電設備の一層の普及を図るため、更なる支援策を検討すること。

十 地域活性化を図る観点から、地域の特性を生かした再生可能エネルギー電気（バイオマス、水力等）の供給が促進されるよう必要な措置を講ずること。

十一 国民の再生可能エネルギー発電設備への投資が促進され

十二 エネルギーの安定的かつ適切な供給を確保するとともに、再生可能エネルギー源を変換して得られる電気の利用に伴う電気の使用者の負担を軽減するため、発送配電の分離、東西周波数の統一、総括原価方式の見直し等の措置も含め、幅広く検討を進めること。

十三 再生可能エネルギー電気の利用の拡大が促進されるよう、スマートグリッドの構築、蓄電池等の省エネ技術の開発及びその普及、高圧高容量直流送電線の整備等に向けて官民の役割分担、協力体制の構築等、必要な措置を講ずるよう努めること。

十四 東日本大震災により著しい被害を受けた地域において、同震災の発生後この法律の施行前に、電気の供給力の強化に資するよう開始された再生可能エネルギー電気の供給については、適切な配慮を行うものとすること。

十五 附則第九条に定める政令については、被災者生活再建支援法、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律等に基づく支援の考え方を踏まえつつ、東日本大震災による被災者の支援のために適切かつ実施可能な範囲を設定するものとすること。

十六 再生可能エネルギー発電設備の早期の導入促進を図るた

め、税制上の措置等を速やかに検討すること。

三、参議院経済産業委員長報告(平成二三年八月二二六日)

○柳澤光美君　ただいま議題となりました兩法律案につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案は、電気事業者に対し、再生可能エネルギー電気の買取りを義務付ける等の措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院におきまして、調達価格等算定委員会を設置すること、電気を大量に使用する事業者に対する賦課金について軽減措置を講じること等を内容とする修正が行われております。

(略)

委員会におきましては、兩法律案を一括して議題とし、調達価格等の決定の在り方、調達価格等算定委員会の役割、電力多消費産業に対する負担軽減措置の具体的な内容、賦課金以外で事前届出により電気料金改定が可能となる例等について質疑が行われたほか、農林水産委員会及び環境委員会との連合審査会を開会いたしましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法

質疑を終了し、再生可能エネルギー特別措置法案に対し、みんなの党を代表して松田委員より、再生可能エネルギー発電設備設置者に対する税制の措置や環境大臣の関与強化等を内容とする修正案が提出されました。

次いで、順次採決の結果、再生可能エネルギー特別措置法案の修正案は賛成少数をもつて否決され、同法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

(略).....

なお、再生可能エネルギー特別措置法案に対して附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二三年八月二二五日)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一　再生可能エネルギー発電設備については、太陽光にあつては屋根用及び地上用（大規模・小規模、風力にあつては洋上及び陸上など様々な形態があることに鑑み、エネルギーの種別、設備の規模等の設備の様々な態様に応じた調達価格及び調達期間の設定を行うこと。

二　本法の施行前より既存の設備を用いて再生可能エネルギー

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法

三八四

電気を供給する者が、本法施行後においても安定的な供給を継続することができるよう、新規参入者との公平性に配慮しつつ、必要な措置を講ずること。

三 電気事業者が、本法第四条第一項の規定に基づいて特定供給者との特定契約の締結を拒んだ場合や、本法第五条第一項各号の規定に基づいて特定供給者との接続を拒んだ場合にはおいては、その理由について十分な説明を行うよう措置すること。

四 再生可能エネルギー発電設備については、同設備から生ずる有害物質等により人の健康に係る被害が生ずることのないよう、また、長期間にわたりその安全性等が確保されるよう、品質保証がなされていること、メンテナンス契約が締結されていることその他の厳格な基準を設けること。

五 再生可能エネルギー発電設備については、これらの耐用年数経過後において大量の廃棄物の発生を防ぐ観点から、設備のリサイクルシステム構築等、早急に必要な措置を講ずること。

六 本法第十七条に規定する賦課金に係る特例措置について、製造業以外の業種に係る基準や特例の対象となる電気の使用量の基準を政令で定める際には、その設定に係る考え方を明らかにすること。また、製造業については、同条の認定に当

たり、個別の事業所における事業展開が極めて多種多様である点を十分踏まえ、彈力的かつ透明な運用を行うこと。

七 本法第十七条に規定する賦課金に係る特例措置に伴い、費用負担調整機関が電気事業者に対し交付金を交付するために必要となる費用の財源に關しては、本法の施行の状況等を勘案し、電源開発促進税を充てること等についても検討すること。

八 賦課金の負担が、中小企業及び低所得者に対して過重なものとならないよう、省エネに係る補助金等を活用する等、必要な措置を講ずること。

九 再生可能エネルギー発電設備を用いた発電への参入促進が図られるよう、土地利用、建築物等に関する規制に係る手続の簡素化等の措置を講ずるとともに、再生可能エネルギー電気を供給する者等の利便性の向上を図るため、関連する手続についての相談等の対応窓口を一本化する等の措置を講じ、また、裁判外紛争解決手続（ADR）の制度化を含めた関係者の権利調整のための措置について検討すること。

十 住宅用の太陽光発電設備の一層の普及を図るため、地域により導入コストに大きな差が生じないようにするなど、更なる支援策を検討すること。

十一 地域活性化を図る観点から、地域の特性をいかした再生

可能エネルギー電気（バイオマス、水力等）の供給が促進されるよう必要な措置を講ずること。

十二 国民の再生可能エネルギー発電設備への投資が促進されるよう、市民ファンド等の設立を支援すること。

十三 エネルギーの安定的かつ適切な供給を確保するとともに、再生可能エネルギー源を変換して得られる電気の利用に伴う電気の使用者の負担を軽減するため、発送配電の分離、東西周波数の統一、総括原価方式の見直し等の措置も含め、幅広く検討を進めること。

十四 再生可能エネルギー電気の利用の拡大が促進されるよう、スマートグリッドの構築、蓄電池等の省エネ技術の開発及びその普及、高圧高容量直流送電線の整備等に向けたの官民の役割分担、協力体制の構築等、必要な措置を講ずるよう努めること。

十五 東日本大震災により著しい被害を受けた地域において、同震災の発生後この法律の施行前に、電気の供給力の強化に資するよう開始された再生可能エネルギー電気の供給については、適切な配慮を行うものとすること。

十六 本法附則第九条に定める政令については、被災者生活重建支援法、激甚灾害に対処するための特別の財政援助等に関する法律等に基づく支援の考え方を踏まえつつ、東日本大震

災による被災者の支援のために適切かつ実施可能な範囲を設定するものとすること。

十七 再生可能エネルギー発電設備の早期の導入促進を図るために、税制上の措置等を速やかに検討すること。
右決議する。